

合同会社ＪＲＥ折爪岳南１「(仮称)折爪岳南（Ⅰ期地区）風力発電事業環境影響評価書」に係る確定通知について

令和元年１２月２３日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

当省は、合同会社ＪＲＥ折爪岳南１「(仮称)折爪岳南（Ⅰ期地区）風力発電事業環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第４６条の１７第２項の規定に基づき、本日、合同会社ＪＲＥ折爪岳南１に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第４６条の１８第１項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた合同会社ＪＲＥ折爪岳南１は、同条第２項の規定に基づき、岩手県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第２７条の規定に基づき公告及び縦覧（１か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

環境影響評価準備書に対する 経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成２９年１１月　７日
環 境 影 響 評 価 書 受 理	令和元年１１月２５日
環 境 影 響 評 価 書 確 定 通 知	令和元年１２月２３日

問い合わせ先：電力安全課　沼田、須之内
電話０３－３５０１－１７４２（直通）